

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年11月10日（金）午前8時57分から午前9時30分

2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」

3 出席委員

農業委員（9名）

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員（5名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4 欠席委員（2名）

8番	田澤	隆
担当区域3	鈴木	秀樹

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第31号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第32号 農用地利用集積計画の決定について

議案第33号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第34号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第35号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第18号 農用地利用集積等促進計画の認可について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

事務局主査 福士 貴子

7 会議の概要

事務局 ただいまより、11月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員9名、推進委員5名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。1番の葛原慶仁委員と2番の菊地卓朗委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第31号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第31号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が1件、賃貸借権設定が1件です。

3ページの所有権移転の整理番号32番については、高田公民館の南東約260mに位置する1筆639㎡、同じく南東650mに位置する一団の農地12,065㎡の合計12,704㎡です。

これまでも譲受人が賃借していたものですが、譲渡人からの申出により贈与することとなったものです。

次に4ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号18番については、役場の北約180mに位置する農地です。

賃借人からの借入希望により、農業委員会事務局があっせんをして貸借することとなったものです。枝豆を作付け予定です。

賃借人は、認定新規就農者としての認定を得るため、黒石市に申請の相談を行っているところですが、現状の経営面積では農業で生計が成り立つ所得に至っていないため、経営規模を拡大し、農業所得の向上を図ろうとしているものです。

なお、賃借人が村内で農地を借り受けるのは今回が初めてですが、既に黒石市内で営農を開始していること、また、賃借人の父親も農業を営んでおり、農作業を共同で行っていることを考慮して、今回の面談は省略しております。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第31号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第31号は原案のとおり決定することとします。

次に議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が3件、賃貸借権設定が3件です。

6ページの所有権移転の整理番号38番については、高田農村公園の東約600mに位置する農地です。

これまでも譲受人が賃借していたものですが、経営規模拡大により、売買することとなったものです。

次に、整理番号39番については、前田屋敷会館の北西約550mに位置する3筆と同じく前田屋敷会館から西に約700mの所に位置する2筆の合計5,407㎡です。

前田屋敷字村元の2筆はこれまでも譲受人が賃借して、りんごを作付けしていた畑です。南畑の畑3筆については、野菜の作付けを予定しております。

7ページをお開きください。

整理番号40番は、田舎館中学校の東約250mに位置する農地です。

譲渡人が規模縮小を図るため、隣接地の耕作者である譲受人に申し出て売買することとなったものです。

8ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号81番については、JRの川部北部踏切の北西約200mに位置する農地です。期間満了に伴う再設定です。

次に、整理番号82番については、諏訪堂集会所の北西約400mに位置する農地です。期間満了に伴う再設定です。

9ページをお開きください。

整理番号83番は、農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

場所は、田舎館村商工会の南東約100m付近に位置しております。面積2,846㎡で畑として利用するものです。期間満了に伴う再設定です。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第32号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 ないようですので、議案第32号は原案のとおり決定することとします。
次に議案第33号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を
議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づ
き、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、
審議を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 議案第33号について説明いたします。

令和5年4月1日に農地中間管理事業の推進に関する法律が改正され、
従前の農用地利用配分計画が廃止されたことに伴い、農地中間管理機構に
おける農地の権利設定につきましては、農地中間管理機構が農用地利用集
積等促進計画を定めることとなりました。

農用地利用集積等促進計画の作成については、農業委員会から農地中間
管理機構へ作成の要請をする必要があることから、本会で審議を求めるも
のです。

それでは議案の説明をいたします。

整理番号2番は、令和2年11月の総会におきまして、一括方式による
農用地利用集積計画を決定した案件です。当初は16年の貸借期間を設定
したのですが、現行の賃借人が経営合理化のため賃貸借設定を解約する
こととなったため、新たな受け手に貸し付けるものです。賃貸借期間につ
きましては、農地中間管理権の残り期間である13年となっております。
計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18
条第5項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

会長 議案の審議に入ります。

議案第33号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 ないようですので、議案第33号は原案のとおり決定することとします。
次に議案第34号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に
係る意見について」を議題といたします。

農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があ
ったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。事務局か
ら説明願います。

事務局 議案第34号について説明いたします。13ページをお開きください。
今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

整理番号1番の申請地は、申請人の自宅に隣接する畑3筆、合計272.24㎡です。

倉庫の増築と、駐車場として使用することを目的として転用するものです。

申請人は現在3世代9名で居住しており、6名が通勤のため自家用車を1台ずつ保有しております。また、家族が増えたことで物置も手狭になったため、倉庫の増設が必要になったとのこと。

なお、現状で既に自家用車の駐車スペースとして使用され、倉庫も増築されております。これにつきましては、始末書が提出されております。

以上です。

会長 次に、事前審査の結果報告を9番の白戸陽平委員よりお願いします。

事前審査委員（9番 白戸陽平委員）

事前審査の結果を報告します。

10月30日に、工藤浩司委員、田澤隆委員と事務局職員と私の4名で現地を確認しました。

所見としましては、日照、排水、悪臭、騒音等のいずれも、周辺への影響は問題ないものと判断しました。

以上です。

会長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局より補足説明をお願いします。

事務局 当該農地の南西側には10ha以上の規模の一団の農地が形成されていることから、農地区分は第1種農地と判断します。

第1種農地は原則不許可ですが、申請地は集落に接続しており、申請人の日常生活上必要な施設であるため、不許可の例外に該当するものと思われれます。

また、転用面積の妥当性についてですが、転用の一般基準においては、農家住宅以外の場合、敷地面積は500㎡以内とされておりますが、本案件では宅地と当該農地を合わせると567.61㎡となり、基準よりも67.61㎡超過しております。これにつきましては、申請人の世帯員数、所有する車両数から鑑みて、基準のただし書きにある「真にやむを得ない

と認められる場合」に該当するものと思われます。
以上です。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第34号に対して、意見、質問等ありませんか。

2番委員（菊地 卓朗）

これについては、始末書が出ているということは、もう転用してしまっている場所でしょう。そういう説明をしてもらった方が早いのではと思う。

6番委員（福原 義明）

これは自分から申請してきたのか、それとも誰かに指摘されたから提出してきたのか。

事務局（鈴木）

申請人が住宅をリフォームする際の融資を受ける条件として、この申請部分についてきちんと転用手続きをしてくださいという条件を付けられたという経緯があったものです。

6番委員（福原 義明）

農業用の倉庫を農地に建てる場合、200㎡以内であれば許可は不要なのではないか。

事務局（鈴木）

今回の倉庫の増築部分については、申請人は農家ではないため、農業用倉庫ではないという取り扱いになっています。

会 長 その他に意見、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第34号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第35号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。事務局か

ら説明願います。

事務局 議案第35号について説明いたします。16ページをお開きください。
今月の農地法第5条の許可申請は1件です。

整理番号1番の申請地は、普通住宅の建築を目的としたものです。

申請人は大曲地区出身の方で、現在は青森市に在住しております。職業は会社員をしておりますが、将来的には今の仕事を退職して、実家の農業を継承したい考えです。このため、申請人の父親が所有する農地から近い所に居住したいということから、当該申請地を選定したものです。

以上です。

会 長 次に、事前審査の結果報告を9番の白戸陽平委員より願います。

事前審査委員（9番 白戸陽平委員）

事前審査の結果を報告します。

10月30日に、工藤浩司委員、田澤隆委員と事務局職員と私の4名で現地を確認しました。

所見としましては、日照、排水、悪臭、騒音等のいずれも、周辺への影響は問題ないものと判断しました。

以上です。

会 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局より補足説明を願います。

事務局 申請地の周辺には、10ha以上の集団農地が形成されていることから、農地区分は第1種農地と判断します。

第1種農地は原則不許可ですが、建設する住宅が集落に接続して設置されるものであることから不許可の例外に該当するものと思われま。また、申請人は、他の宅地や2種農地等で候補地を選定し、代替性の検討を行いました。が、目的に見合った土地がなかったことから、当該農地の申請はやむを得ないものと思われま。

以上です。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第35号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第35号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に報告事項に入ります。

報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第17号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。19ページをお開きください。

整理番号51番と52番は、中間管理事業に係る合意解約となっております。今後、耕作者への所有権移転が予定されております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第17号を終わります。

次に、報告第18号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第18号は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき知事の認可を受け、同条第7項の規定により通知書を受理したので報告するものです。21ページをお開きください。

整理番号8番は、令和5年8月定例総会において、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請することについて審議された案件です。

令和5年9月29日付けで県が認可、公告を行い、貸借が開始となったものです。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告第18号について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第18号を終わります。

以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。